

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実、強化を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、経営全体の効率性、透明性、信頼性を確保するとともに、企業価値の向上に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

当社では、機関投資家や海外投資家の持株比率の推移を勘案したうえで、現時点においては議決権電子行使プラットフォームの利用や株主総会招集通知の英訳を行っておりませんが、今後の検討課題と考えております。

【補充原則3-1-2】

当社では、海外投資家の持株比率の推移を勘案したうえで、現時点においては英語での情報開示を行っておりませんが、今後の検討課題と考えております。

【補充原則4-2-1】

当社においては、自社株報酬や中長期的な業績と連動する報酬制度は導入しておりません。但し、今後、各種制度設計を検討し、当社に有効な制度があれば導入いたします。

【原則4-8】

現在、当社では独立社外取締役1名と独立社外監査役2名を選任しており、社外の立場から取締役会等での的確な助言や客観的かつ中立的な経営監視機能を確認しており、その役割と責務の実効性を確保できていると認識しております。但し、2名以上の独立社外取締役を確保するため、継続的に努力してまいります。

【補充原則4-8-1】

現在、当社では独立社外取締役1名と独立社外監査役2名を選任していますが、今後独立社外取締役2名以上の増員に合わせて検討いたします。

【補充原則4-8-2】

現在、当社では独立社外取締役1名と独立社外監査役2名を選任していますが、今後独立社外取締役2名以上の増員に合わせて検討いたします。

【補充原則4-10-1】

当社は、任意の指名・報酬委員会などの独立した諮問委員会を設置しておりませんが、取締役・監査役候補の指名・選任については、人格、見識、能力、経験等の観点から取締役会で審議の上、決定しております。報酬の決定については、株主総会で決議された報酬総額の枠内において、社外取締役を含む取締役会で定めた報酬の決定方針に則して報酬が決定されていることから、任意の諮問委員会等は設置せずとも、現行の仕組みで適切に機能していると考えております。

【補充原則4-11-3】

取締役会全体の実効性の分析・評価及びその開示については、今後の検討事項といたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

(1) 政策保有に関する方針

当社が今後も持続的に成長していくためには、様々な企業との取引の円滑化を図り、協力関係を維持することが必要と考えており、企業価値を向上させるために中長期的観点に立ち、事業上の重要性、取引先との関係性等を総合的に判断し、保有しておりますが、保有目的の適切性や経済合理性につきましては、毎年取締役会において検証いたします。

(2) 議決権行使の基準

議決権の行使は、画一的基準で賛否を判断するのではなく、当社の便益に資することを前提として、当該企業の中長期的な企業価値向上等を総合的に勘案し判断しております。

【原則1-7】

当社では、取締役、主要株主及びその他の関連当事者との間で取引を行う場合、取締役会での承認を得ることとし、一般的な取引条件と同等であるか等、取引内容の妥当性及び経済合理性について確認するとともに取締役会の決議事項と定め、会社に不利益とならない体制を整えております。

【原則2-6】

当社は従業員への年金給付を将来に亘り確実にを行うため、財務部門が中心となり、運用機関と協力し、年金資産の運用状況を定期的にモニタリングし、中長期的観点からポートフォリオを策定、見直ししております。また、運用機関に対しては、運用プロセス、コンプライアンス等総合的な評価を行っております。

【原則3-1】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営方針、経営指標については取締役会にて決議し、有価証券報告書において開示しております。

(ii) 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスの基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。なお、活動状況につきましては、有価証券報告書に開示しております。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手順

取締役の報酬決定に際しては、株主総会で決議された取締役の報酬限度額に対して、個々の職責及び実績、会社業績等を総合的に勘案しております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

社長を議長とする経営会議において経営陣幹部の選解任および取締役・監査役候補者についてを協議、選定し、当社の意思決定機関として、取締役会が決議、指名します。

(v) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

株主総会招集通知に選任理由、並びに取締役・監査役候補者の略歴、重要な兼務を記載しております。

【補充原則4-1-1】

当社では、取締役会で審議・決議する事項を取締役会規則に定め、法令・定款・取締役規則に従って取締役会を運営しております。また、社長が議長となり、常勤取締役、常勤監査役及び社長が指名した者で構成される経営会議を原則毎週開催し、当社の経営戦略や業務執行に関する重要事項を審議する機関としての役割を担っており、取締役会での論点整理と事前検討を行う事により、課題・問題を迅速に察知・対処できる仕組みとしております。

【原則4-9】

独立社外取締役の選任にあたっては、会社法上の要件に加え、上場証券取引所の定める独立役員の独立性基準を満たす者としております。

【補充原則4-11-1】

取締役候補者の選任については、適正かつ迅速な意思決定への寄与、業務執行の管理・監督機能を考慮し、適材適所の観点から人材を選定し、株主総会で選任しております。

【補充原則4-11-2】

当社の取締役の兼任状況は株主総会招集通知及び有価証券報告書において開示しております。

【補充原則4-14-2】

当社は、個々の取締役・監査役の必要な知識の習得に適合した社内外の各種講習会参加等、トレーニングの機会を提供し、必要に応じてサポートを行っております。

【原則5-1】

株主とのコミュニケーションについては、総務部が担当しております。株主から対話の申し入れがあった場合は、総務部が代表取締役、担当取締役等と対応方法を検討し、適切に対応しております。また、株主に対して、株主総会招集通知、有価証券報告書及び当社ホームページにおいて情報を開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱重工業株式会社	414,500	14.83
株式会社名村造船所	280,000	10.02
株式会社シーケーピー	159,100	5.69
株式会社カナックス	145,500	5.21
株式会社新来島どつく	124,500	4.45
株式会社商船三井	99,600	3.56
浜口 誠昭	76,500	2.74
株式会社赤阪鐵工所	75,000	2.68
株式会社山田クラブ21	71,800	2.57
株式会社三井住友銀行	50,000	1.79

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
-------------	--------

決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
柴田 健	他の会社の出身者					○						
竹内 郁夫	他の会社の出身者					○						
小島 文稔	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柴田 健		三菱重工株式会社 パワードメイン経営管理総括部 企画管理部次長	その経歴を通じて培われた経験と見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えたため。
竹内 郁夫		株式会社赤阪鐵工所 顧問	会社経営に関する豊富な経験を有しており、この経験を活かし、当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンス強化が期待できるため。
小島 文稔	○	—	会社経営に関する高い見識と豊富な経験を有しており、当社の経営監督機能の強化が期待できるため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は3名全員が社外監査役であり、専門的かつ客観的な立場から業務の適正化を図るため、遵守事項のチェック及び改善勧告を行っております。

会計監査人は当社の定期的な会計監査を行なう外、重要な会計上の課題について適宜相談や助言を行なっております。

内部監査については、内部監査室(3名)を設置し、定期的に社内各部署の業務執行につき監査を実施しております。

監査役、会計監査人、内部監査部門責任者は、定期的に報告、情報交換、意見交換を行っており、緊密な連携の徹底を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高木 恒人	他の会社の出身者							△						
渡部 健司	他の会社の出身者							○						
藤田 正樹	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高木 恒人	○	平成27年6月独立役員に選任 三菱重工株式会社元社員 (昭和62年7月退職)	特定の利害関係者の利益に偏ることなく公正かつ一定の独立した立場において、製造業界での経験を踏まえ実務家としての見地から、意見表明をおこなっていただくため。 ＜独立役員指定理由＞ 当社のコーポレート・ガバナンス方針に則り、独立性を確保しつつ当社の健全な発展に資する意見を経営に反映することが出来る人材として指定しました。一般株主と利益相反の生じる事項に該当するものはございません。
渡部 健司		今治造船株式会社常務取締役 常務執行役員 人事総務本部長兼広報担当	特定の利害関係者の利益に偏ることなく公正かつ一定の独立した立場において、海運業界での経験を踏まえ実務家としての見地から、意見表明をおこなっていただくため。

藤田 正樹	○	—	特定の利害関係者の利益に偏ることなく公正かつ一定の独立した立場において、造船業界での経験を踏まえ実務家としての見地から、意見表明をおこなっていただくため。
-------	---	---	---

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者をすべて独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社では、成功報酬に結びつくようなストック・オプション制度を導入することなく、会社の業績向上を目指しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

直前事業年度(平成30年3月期)における取締役及び監査役の報酬額等の総額

取締役を支払った報酬 89百万円(報酬には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。)
うち、社外取締役を支払った報酬 0百万円
取締役の支払額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
監査役を支払った報酬 14百万円(報酬には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。)
うち、社外監査役を支払った報酬 14百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第109回定時株主総会において、取締役の報酬額は月額2,000万円以内(但し、使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬額は月額250万円以内と決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、定例及び臨時の取締役会にあたり、総務部が議案等について事前連絡を行っております。

社外監査役に対しては、常勤監査役から定期的に必要事項について報告を行うほか、取締役会の開催にあたり、常勤監査役から各議案の内容を事前に説明するなど、監査役の意見形成に活用しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社はコーポレート・ガバナンスの充実・強化を経営上の最重要課題のひとつとして位置づけて企業価値の向上に取り組んでおります。

当社はその企業価値向上のため、企業行動規範に関する規則の遵守や会社情報開示の充実を図ることにより、投資家の保護や経営全体の効率性・透明性・信頼性の確保を目指すため、次のような体制を採用しております。

1. 取締役及び取締役会

取締役会は役付取締役4名のほか取締役4名(うち社外取締役3名)で構成され、定例取締役会のほか必要に応じて臨時取締役会を開催して

おります。取締役会では重要な経営方針・案件の決議、重要事項の決定や業務の執行状況報告が行われます。

また、別途常勤取締役と常勤監査役による経営会議を定例的に開催し、各担当部門における課題対応への意見交換や情報の共有等を行うだけでなく、個別経営課題を協議決定する場として重要な経営方針、重要案件の決裁、重要事項の報告等迅速な意思決定を行っております。

社外取締役3名は非常勤ながら、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく公正に、会社が社会において果たす役割を認識し、経営者の職務遂行が妥当なものであるかを監督するなどの点から経営の監督機能の充実に努めております。現在の社外取締役は一定の独立した立場で当社の業界事情に精通し、企業経営等にも見識のある人材を基準に厳選されております。

2. 監査役及び監査役会

当社は監査役設置会社として監査役3名(全員社外監査役、うち非常勤2名)で構成され、取締役会や主要な会議には監査役が常時参加、客観的立場から業務執行状況を監査しており、業務の適正化を図るため遵守事項のチェック及び改善勧告を行っております。また、監査役が監査に必要とする計数や資料等は速やかに監査役会に入手出来る社内体制は確立されており、現状の監査業務に支障は出ておりません。

また、社外監査役2名を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

今後は企業の健全性発展のため、監査役の更なる機能強化及び独立性の確保に当社としても引き続き注力する方針であります。

社外監査役は社外取締役と同様に、一定の独立した立場で当社の業界事情に精通し、企業経営等にも見識のある人材を基準に厳選されており、常に経営全般の立場から経営者に意見具申や公正な監査を行っております。

3. 会計監査人

当社は、東陽監査法人と監査契約を締結しており、法律の規程に基づいた会計監査を実施しております。なお当社と同監査法人及び当社の監査に従事する業務執行社員との間に特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要における内容、また当社の社外取締役3名及び社外監査役3名の総数は6名と全役員数11名の過半数を占めており、その選任基準からも設置目的や独立性において十分に機能していることから、当社のコーポレート・ガバナンス体制は適切かつ有効なものと認識しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会招集通知の発送日前日にTDnet及び当社ホームページへの掲載を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、招集通知等のIR情報や会社情報・製品情報・技術情報などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部	
その他	決算発表時に、代表取締役社長によるプレス説明を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念の一つとして「社会と業界の発展に貢献」を掲げ、環境対応と経済性を両立した技術と品質向上への飽くなき挑戦で、社会、造船・海運業界の発展に貢献すると定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮する企業を目指し、省エネ委員会を設置し電力エネルギー削減に努めております。 ・地域協議会に参加し、地域社会との共存共栄に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページの充実を図り、各種展示会に積極的に出展するなど、当社の優れた環境対応技術を広く情報発信しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において、会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制を下記のとおり整備することを決議しております。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、重要事項については社内稟議規程に基づいて稟議書を作成し、これを保存・管理する他、法令・社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存・管理しております。
2. 損失の危険に関する規程その他の体制
コンプライアンス、環境、災害、品質等に係るリスクについては、当社のリスクを横断的に管理する管理本部と夫々の対応部門とが協力して、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成、配布等を行います。新たにリスクが生じる場合は、社長を中心とする対策委員会を立ち上げ、対応いたします。
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、常勤取締役・監査役による経営会議を定期的に開催して、業務執行上の基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行います。また、変化の激しい経営環境に迅速に対応できる人材を登用するため、従来より取締役任期は1年といたします。
4. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社内にコンプライアンス担当グループを設置し、コンプライアンス・マニュアルの役職員への理解・周知徹底を図るとともに、同マニュアルに沿って当社のコンプライアンス状況の継続的確認を行い、企業活動の健全性維持を目指します。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役と協議のうえ、必要に応じて監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くとともに、その人事については、監査役と取締役が意見交換を行うことにより、当該スタッフの取締役からの独立性を確保いたします。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人に対し、監査役からの指示に従う旨を当該使用人に周知徹底しております。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告体制及びその他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告いたします。また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じて取締役会や経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役会または使用人にその説明を求めるといたします。尚、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図ってまいります。
8. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役に報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨取締役及び使用人に周知徹底いたします。
9. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の遂行について、当社に対し費用の前払等の請求した時は、担当部門において稟議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。監査役がその職務の執行について生ずる費用等を確保するため、毎年一定額の予算を設けております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況(平成20年5月13日開催の取締役会にて決議)

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対して、毅然とした態度を貫き、一切の関係を遮断することを基本的な考え方としております。
2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社は、コンプライアンス基本方針に基づき、反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、不当要求等があった場合には、所轄警察署、顧問弁護士等の外部専門機関と連携を図り、反社会的勢力との関係遮断に努めてまいります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

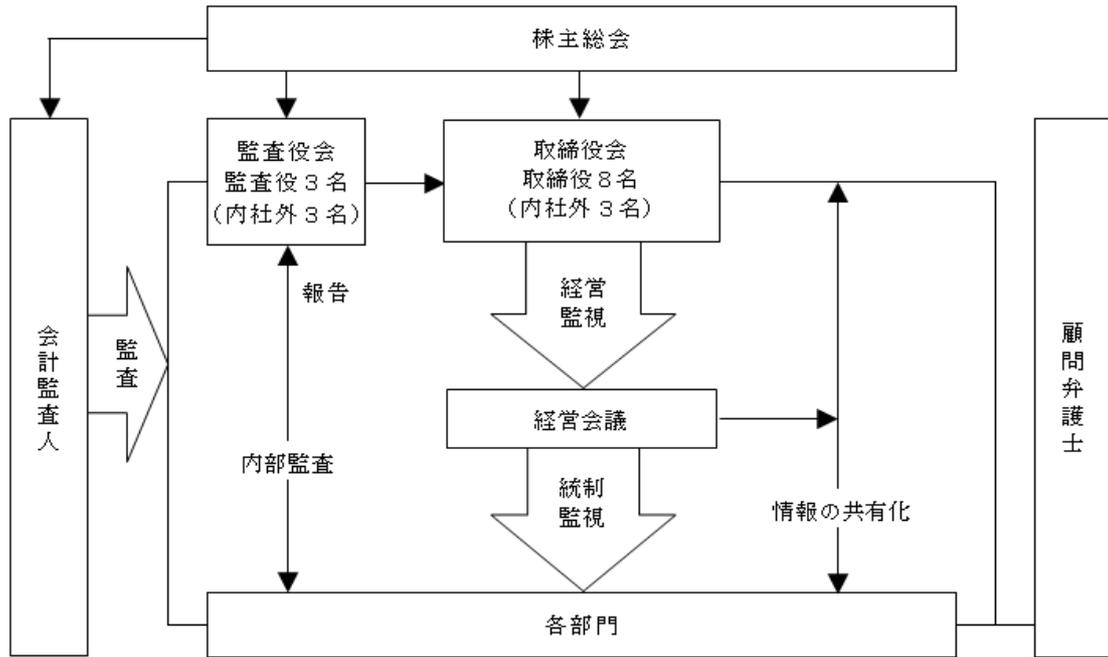
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1) 模式図を参照

2) 当社は、経営会議・取締役会を通じ決定事実、発生事実および決算情報を決定または報告する体制を整えており、情報取扱責任者により開示を実施しております。また、公開した情報は当社ホームページにおいても掲載しております。

1)コーポレート・ガバナンス体制



2)適時開示体制

